平成２６年（フ）第６１３号
札幌市北区新琴似６条11丁目９番10号
債務者　山本　宗距
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６３８号
札幌市東区北43条東13丁目１番８―204号
債務者　小原　篤
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６７２号
札幌市中央区南14条西15丁目１番５―605号
債務者　山本　望（旧姓堀野）
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６７５号
札幌市東区北32条東１丁目７番10―107号
債務者　山下ゆかり（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６８１号
札幌市白石区東札幌４条２丁目３番10号　岩崎ハイツ７号
債務者　倉本　晶子
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４号
福島県会津若松市南花畑４番１号　市営住宅南花畑団地１棟106号、前住所福島県郡山市開成３丁目19番11号　ハイツラメール208号
債務者　佐竹由紀子
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
群馬県安中市磯部４丁目３番36号　栄荘５号
債務者　佐々木信輔
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１５５号
埼玉県ふじみ野市霞ケ丘１丁目２番12―2207号
債務者　山口　律子
1　決定年月日時　平成26年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１８１号
埼玉県所沢市小手指南３丁目１番地の２　チェリーハイツＢ―103
債務者　新井　智美
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１３９号
神奈川県平塚市久領堤４番30―405号　ＲＸ平塚
債務者　大同　正二
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２７号
岐阜県海津市海津町札野225番地
債務者　片山　惠晃
1　決定年月日時　平成26年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第１０９号
大阪府富田林市藤沢台１丁目４番11―606号
債務者　中野　直子
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１１５号
大阪府松原市東新町４丁目４番６号
債務者　岸上　紀子
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１２２号
堺市中区辻之229番地１　ベルメゾン106号室、前住所堺市南区竹城台２丁１番29―304号
債務者　森川　侑紀
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１９０号
堺市西区家原寺町２丁19番１号
債務者　中村　数行
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２２０号
堺市北区金岡町310―６　ソレアードユニティⅡ202号室、住民票上の住所堺市北区新金岡町３丁３番20―207号
債務者　川合　厚司
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２３７号
大阪府羽曳野市南恵我之荘４丁目10番６―202号
債務者　平生　朝昭
1　決定年月日時　平成26年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係